

社会福祉法人聖森会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖森会(以下「当法人」という)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、1人あたりの各年度の総額が400,000円を超えない範囲で支給することができる。支給については、各年度の法人及び各事業所の財政状況を踏まえ、評議員会にて支給時期及び支給額の承認を受けた後に行うものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

寝屋川市内	3,000円
その他	5,000円

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

寝屋川市内	3,000円
その他	5,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。